

9 手 当

1. 特別障害者手当等

〈認定〉

新たに特別障害者手当または障害児福祉手当を受けようとする者は、受給資格について市長の認定を受けなければなりません。

〈支給月〉

2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれの前月までの分を支給します。

(1) 特別障害者手当（国）

〈支給要件〉

20 歳以上であって、精神、知的または身体に政令で定める程度の著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者（重度の重複障がいがある者、または同程度の著しく重度の障がいの状態にある者）で、在宅で生活している場合に支給されます。（障がい者（児）施設や養護老人ホーム等への入所、病院や診療所に継続して 3 か月を超えて入院している場合等は支給されません。）

〈支給額〉 支給月額 29,590 円 （令和 7 年 4 月～）

〈所得制限〉

障がい者又はその障がい者と生計を同一にしている配偶者、若しくは扶養義務者の前年の所得が、所得制限を超えると 1 年間（8 月～翌月 7 月まで）支給が停止されます。

所 得 制 限 表

区分 扶養 人数（人）	本人（千円）	配偶者及び扶養 義務者（千円）
0	3,661	6,287
1	4,041	6,536
2	4,421	6,749
3	4,801	6,962
4	5,181	7,175
5	5,561	7,388

※ 控除額

障害者控除	27 万円
特別障害者控除（本人不可）	40 万円
寡婦・夫控除	27 万円
寡婦特別控除	35 万円
勤労学生控除	27 万円
社会保険料控除	8 万円
（ただし本人は実額）	

〈所得状況届〉

受給者は毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの間に支給要件、所得状況を確認するため所得状況届の提出が必要です。

〈支給状況〉

（各年度 3 月末日現在）

年度	受給者数(人)	延件数(件)	支給額（円）
4	84	1,001	27,335,800
5	88	1,009	28,116,900
6	84	999	28,666,680

(2) 障害児福祉手当（国）

〈支給要件〉

20 歳未満であって、精神、知的または身体に政令で定める程度の重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある者。

障がいを支給事由とする年金・手当を受給している場合や、肢体不自由児施設等に入所している場合は支給されません。

〈支給額〉

支給月額 16,100 円

(令和 7 年 4 月～)

〈所得制限・所得状況届〉

特別障害者手当記載事項と同じです。

〈支給状況〉

(各年度 3 月末日現在)

年度	受給者数(人)	延件数(件)	支給額(円)
4	59	739	10,977,870
5	61	695	10,534,240
6	62	717	11,194,270

2. 障がい者福祉手当(市)

〈支給要件等〉

	支 給 要 件	支給月額 (円)
20 歳未満	身障手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神手帳 1 級	5,000
	身障手帳 3～6 級かつ療育手帳 B1、身障手帳 3～6 級かつ精神手帳 2 級	
	身障手帳 3～4 級、療育手帳 B1・B2、精神手帳 2～3 級	2,000
20 歳以上	身障手帳 1～2 級、療育手帳 A・B1	1,700
	身障手帳 3～6 級かつ療育手帳 B2	
	身障手帳 1～2 級、療育手帳 A	2,500
	精神手帳 1 級	
	身障手帳 3～6 級かつ療育手帳 B1	
	身障手帳 3～6 級かつ精神手帳 2 級	
	身障手帳 3～4 級、療育手帳 B1・B2	1,000
	精神手帳 2～3 級	

※ 支給対象とならない場合

- ・高山市に住所を有しないとき。
- ・障がいを事由とする年金等の給付を受けているとき。
- ・特別養護老人ホーム（豊楽園・新宮園・南風園・八光苑等）、養護老人ホーム（向陽園等）、障がい者（児）施設（障害者支援施設）などの施設に入所しているとき。

〈受給対象者〉

- ・保護者が当該障がい者を監護するときは、その保護者
- ・障がい者が保護を必要としない場合は、その障がい者

〈認定〉

受給対象者は市長に申請して認定を受けます。

〈支給月〉

障がい者 1 人につき、2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれの前月までの分を支給します。

〈支給状況〉

(各年度 3 月末日現在)

	支給月額	5 年度			6 年度		
		受給者数(人)	延件数(件)	支給額(円)	受給者数(人)	延件数(件)	支給額(円)
20 歳未満	5,000 円	33	422	2,110,000	35	403	2,015,000
	2,000 円	187	2,183	4,366,000	193	2,290	4,580,000
20 歳以上	1,700 円	9	141	239,700	7	96	163,200
	2,500 円	791	9,542	23,855,000	782	9,449	23,622,500
	1,000 円	1,594	19,330	19,330,000	1,599	18,998	18,998,000
合 計		2,614	31,618	49,900,700	2,616	31,236	49,378,700

3. 児童手当(国)

〈支給対象〉

0歳から高等学校修了(18歳になった後の最初の3月31日)前のこどもを養育している方

〈支給月額〉

こども一人につき

0歳～高校生	第3子以降	30,000円
3歳未満	第1・2子	15,000円
3歳以上～高校生	第1・2子	10,000円

※第3子以降のカウント、22歳の年度末までのこどもから
(養育しており、申請のあったこども)

〈支給月〉

毎年2・4・6・8・10・12月の15日に、前月までの2か月分を支給

※金融機関休業日の場合は前日

〈認定・現況届〉

- ・支給要件に該当する者の請求に基づき市長が認定し、一部の対象者は現況届が必要です。
- ・公務員については、各省庁、地方公共団体等の長が認定し、支給します。

〈支給状況〉

(各年度3月末日現在)

4	区 分		支 給 額 (円)	児 童 数 (人)
	3 歳 未 満		214,465,000	1,112
	～ 小 学 校 修 了 前		587,140,000	5,037
	～ 中 学 校 修 了 前		243,765,000	1,648
	第 3 子 以 降		209,370,000	1,081
	計		1,254,740,000	8,878
5	区 分		支 給 額 (円)	児 童 数 (人)
	3 歳 未 満		196,775,000	1,029
	～ 小 学 校 修 了 前		565,710,000	4,783
	～ 中 学 校 修 了 前		239,340,000	1,636
	第 3 子 以 降		204,340,000	1,085
	計		1,206,345,000	8,533
6	区 分		支 給 額 (円)	児 童 数 (人)
	3 歳 未 満		181,675,000	940
	～ 小 学 校 修 了 前		547,005,000	4,687
	～ 高 等 学 校 修 了 前		308,360,000	3,554
	第 3 子 以 降		316,895,000	1,554
	計		1,353,935,000	10,735

4. 児童扶養手当(国)

〈支給要件〉

次の条件に該当する 18 歳未満の児童（18 歳に達する日の属する年度末まで。一定の障がいのある児童の場合は 20 歳未満）を養育している父又は母や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- 1) 父母が離婚した児童
- 2) 父又は母が重度の障がい（国民年金の障がい等級 1 級程度）にある児童
- 3) 父又は母が死亡した児童
- 4) 父又は母の生死が明らかではない児童
- 5) 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
- 6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令を受けた児童
- 7) 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
- 8) 父母の婚姻（事実婚含む）によらないで生まれた児童 など

なお、児童入所施設、里親に委託されている場合などは、支給対象となりません。障害基礎年金等受給者は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。（令和 3 年 3 月より）

〈認定〉

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）などの必要書類を添えて請求し、市長の認定を受けた場合、翌月から受給資格が生じます。

〈支給月額・支給制限〉

令和 6 年 4 月～

手当月額	全部支給 46,690 円 一部支給 46,680 円～11,010 円で 10 円単位で算定（本人所得額による）
加 算 額	対象児童が複数の場合、2 人目は 11,030 円～（所得制限あり）

所得制限限度額表

（単位：千円）

扶養 人数 (人)	本人		配偶者・扶 養 義務者 (ウ)
	(ア)	(イ)	
0	690	2,080	2,360
1	1,070	2,460	2,740
2	1,450	2,840	3,120
3	1,830	3,220	3,500
4	2,210	3,600	3,880
5	2,590	3,980	4,260

本人の税の申告などによる所得が、
（ア）未満であれば、全部支給
（ア）と（イ）の間であれば、一部支給
（イ）以上であれば、全部停止

で認定されます。

※配偶者及び扶養義務者（同居している直系親族及び兄弟姉妹）の所得が（ウ）以上であれば、本人の所得に関わらず全部停止となります。

〈支給月〉

奇数月の 11 日に、前月分までの 2 か月分を支給します。※金融機関休業日の場合は前日

〈現況届〉

受給資格者は、毎年 8 月に現況届を提出する必要があります。

〈受給者数〉

(各年度 3 月末日現在)

年度	受給資格者 (人)	全部支給者 (人)	一部支給者 (人)	全部停止者 (人)	年間支給額 (千円)
4	630	241	262	127	237,660
5	609	222	275	112	229,574
6	577	243	227	107	237,524

5. 特別児童扶養手当(国)

〈支給要件〉

法律で定める程度の精神、知的または身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童の父、母または児童を養育している者

児童が障がいを事由とする年金給付を受給しているとき、児童福祉施設等に入所しているときは支給対象となりません。

〈認定請求〉

手当の支給を受けようとする者は、受給資格及び手当額について知事の認定を受けなければなりません。

〈支給の制限〉

受給資格者及びその配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合には支給額が停止されます。

所得制限表

(単位：千円)

区分 扶養 人数 (人)	本 人	配偶者及び 扶養義務者
0	4,596	6,287
1	4,976	6,536
2	5,356	6,749
3	5,736	6,962
4	6,116	7,175
5	6,496	7,388

※ 控除額

老人扶養 1 人につき	10 万円
特定加算 1 人につき	25 万円
障害者控除	27 万円
特別障害者控除	40 万円
寡婦・夫控除	27 万円
寡婦控除 (特別)	35 万円
勤労学生控除	27 万円
配偶者特別控除	33 万円程度
社会保険料控除	8 万円

〈支給月額・支給月〉

障がい等級は、障害の程度に応じて 1 級、2 級とし、1 級の障がい児は 1 人当たり 56,800 円(令和 7 年 4 月～)、2 級は 37,830 円 (令和 7 年 4 月～) を、4 月、8 月、12 月にそれぞれ前月までの分を支給します。

〈所得状況届〉

受給者は、毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの間に、支給要件、所得状況を確認するため、所得状況届を提出しなければなりません。

〈受給者数〉

(各年度 3 月末日現在) (単位：人)

年度	受給者数	1 級	2 級	支給停止者
4	159	91	79	11
5	169	85	82	12
6	164	93	83	13